(イ)　鳥類の卵の採取等の許可は、原則として次のａ又はｂに該当する場合のみ対象とするものとする。

ａ　現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合

ｂ　建築物等の汚染等を防止するため、巣を除去する必要があり、併せて卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合

(ウ)　捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要な数（羽、頭、個）であるものとする。

ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等に係る被害防止を目的とする場合には、(ア)～(ウ)は適用しない。

ウ　期間

(ア)　有害鳥獣捕獲の期間は、原則として被害等が生じている時期のうち、最も効果的に有害鳥獣捕獲が実施できる時期であって、地域の実情に応じ、安全に配慮した適切な期間とするものとする。

ただし、捕獲等の対象が指定管理鳥獣又は外来鳥獣等である場合、被害等の発生が予察される場合、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をする場合等特別な事由が認められる場合は、この限りでない。

(イ)　有害鳥獣捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮するものとする。

(ウ)　狩猟期間中及びその前後における有害鳥獣捕獲の許可については、農林水産業等に係る被害の防止の重要性にかんがみ、適切な期間で許可するものとし、あわせて、登録狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては捕獲区域の周辺住民等関係者への事前周知を徹底させる等、適切に対応するものとする。

(エ)　予察捕獲の許可については、被害発生予察表に基づき計画的に行うよう努めるものとする。

エ　区域

(ア)　有害鳥獣捕獲を実施する区域は、被害等の発生状況に応じ、その対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて被害等の発生地域及びその隣接地等を対象とするものとし、その範囲は必要かつ適切な区域とするものとする。

(イ)　被害等が複数の市町村にまたがって発生する場合においては、被害等の状況に応じ市町村を越えて共同して広域的に有害鳥獣捕獲を実施する等、これが効果的に実施されるよう市町村に助言するものとする。また、被害等が周辺の都道府県にまたがって発生する場合においては、関係都道府県が共同して広域的に有害鳥獣捕獲を実施する等、都道府県間の連携を図るものとする。

(ウ)　鳥獣保護区又は休猟区における有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可は、鳥獣の管理の適正な実施に向けて捕獲効率の向上が見込まれる手法等により実施するよう努めるものとし、この場合、他の鳥獣の繁殖に支障が生じないよう配慮するものとする。特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、捕獲許可について慎重な取扱いをするものとする。

また、慢性的に著しい被害等が見られる場合は、鳥獣の生息状況等を踏まえ、生息環境の改善、被害防除対策の重点的な実施とともに、第二種特定鳥獣管理計画の作成等により管理の推進を図るものとする。さらに、休猟区での第二種特定鳥獣管理計画に基づく狩猟に関する特例制度の活用及び休猟区等の区域の見直しを検討するものとする。

オ　方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。

なお、鉛製銃弾を対象とした法第15条第１項に基づく指定猟法禁止区域及び第12条第１項又は第２項に基づき鉛製銃弾の使用を禁止している区域においては禁止された鉛製銃弾は使用しないものとする。

また、猛禽類の鉛中毒を防止するため、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努めるものとする。

さらに、有害鳥獣捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法を採り、結果として被害等の発生の遠因を生じさせることのないよう指導を行うものとする。

3)　有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備

有害鳥獣捕獲の実施の適正化及び迅速化を図るため、関係市町村及び農林水産業者等関係者に対する有害鳥獣捕獲制度の周知徹底を図るとともに、次に掲げる措置を実施するものとする。特に、関係市町村に対しては、鳥獣被害防止特措法に基づく市町村の被害防止計画との整合を図り、適切かつ効果的な実施を図るため、実施体制を整備するよう指導するものとする。

ア　捕獲隊の編成

イノシシ、ニホンジカその他の鳥獣による農林水産業被害等が激甚な地域については、その地域ごとに、あらかじめ捕獲隊（有害鳥獣捕獲を目的として編成された隊をいう。以下同じ。）を編成するよう指導するとともに、地域の実情に応じて鳥獣被害対策実施隊（鳥獣被害防止特措法第９条第１項に規定する鳥獣被害対策実施隊をいう。以下同じ。）と連携を図るよう指導するものとする。その際、狩猟人口の減少、高齢化等に対応した新たな捕獲体制を早急に確立する必要があることから、従来の取組に加え、市町村又は農林漁業団体の職員等を新たな捕獲の担い手として育成する取組を推進するよう指導するものとする。捕獲隊員等の選定については、技術の優れた者、有害鳥獣捕獲のための出動の可能な者等が隊員として編成されるよう指導するものとする。また、捕獲隊において指導を行う者の確保に当たっては、鳥獣の保護及び管理に関する専門的な人材確保等の仕組みの積極的な活用を図るものとする。

なお、当該市町村内では捕獲隊の編成が困難な場合等においては、市町村の境界を越えた広域の捕獲隊を編成し、その実施者の養成・確保に努めるよう関係市町村に助言するものとする。

イ　関係者間の連携強化

被害等の防除対策に関する関係者が連携して円滑に有害鳥獣捕獲を実施するため、都道府県鳥獣行政部局、農林水産行政部局、天然記念物行政部局等の関係部局や森林管理局、地方農政局、地方環境事務所等との間の連携の強化に努めるとともに、関係地域において市町村、森林管理署、農林水産業団体、地域住民等の関係者による連絡協議会等を設置するよう関係市町村に助言するものとする。

ウ　被害防止体制の充実

被害等が慢性的に発生している地域においては、必要に応じて、鳥獣の出現状況の把握・連絡、防護柵等の防除技術の普及、追い払い等の被害対策を行う体制の整備、効果的な取組事例の紹介、被害実態等の市民への情報普及により的確な情報伝達及び効果的な被害防止が図られるよう関係市町村に助言するものとする。